

## 資料編

- 1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱 . . . . . P29
- 2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿 . . . . . P30
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . . P31
- 4 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次） . . . . . P33
- 5 福岡県子ども読書推進計画（改訂版） . . . . . P46

# 1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき朝倉市子どもの読書活動推進計画の策定及び推進のため、朝倉市子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 「朝倉市子どもの読書活動推進計画」の策定、推進、評価等に関すること。
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員7名以内で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により定める。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループの設置)

第5条 第2条で定める事項の具体的な調査及び推進を行うため、庁内ワーキンググループを置くことができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育部生涯学習課図書館係に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (平成21年告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(別表)

朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員

所 属 ・ 職 名
コミュニティ事務局長会 代表
読書団体等連絡会 代表
学校図書館協議会 会長
保育協会 代表
子育て支援ボランティア 代表
その他教育委員会が必要と認める者

## 2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

<委員>

所 属 ・ 職 名	氏 名
コミュニティ事務局長会 代表	井 上 恒 夫
読書団体等連絡会 代表	井 上 順 子
学校図書館協議会 会長	多 田 美智江
保育協会 代表	柴 田 敏 江
子育て支援ボランティア 代表	永 野 ゆかり
その他教育委員会が必要と認める者	—

### 3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活

動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。  
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置  
その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 4、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）平成25年5月

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、国会に報告するものである。

### 第1章 はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えた。このことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めた。

第二次基本計画期間中においては、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）を策定し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行っている。市（特別区を含む。以下同じ。）町村においても、平成23年度末現在、約54%が「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）を策定している。

このように、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる。

このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

### 第2章 第二次基本計画期間における取組と課題

#### 1. 第二次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

##### （1）家庭・地域における取組

- ① 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成20年：3,165館、平成23年：3,274館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

- ② 児童室を有する図書館が増加した（平成20年：1,938館、平成23年：2,059館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ③ 図書館の児童への貸出冊数（年間）が過去最高となった（平成19年度：約1億3,420万冊、平成22年度：約1億7,956万冊）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ④ 図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した（平成20年：9万8千人、平成23年：11万2千人）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ⑤ 子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）導入率（市町村立図書館）が上昇した（平成20年：84.4%、平成23年：87.3%）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

## (2) 学校等における取組

- ① 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した（平成19年：小学校94.4%(92.3%)、中学校84.1%(92.2%)、高校36.9%(80.8%)、平成24年：小学校96.4%(91.6%)、中学校88.2%(94.5%)、高校40.8%(78.8%)）。ただし、()内は朝の始業前に実施しているもの。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ② 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成19年：小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%）。11学級以下の学校でも増加傾向にある（平成19年：小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ③ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成19年：小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ④ 「OECD生徒の学習到達度調査」（2009年調査）によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている（2006年調査：15位/57か国・地域、2009年調査：8位/65か国・地域）。

## 2. 第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

### (1) 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

### (2) 地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」（文部科学省）によると、市町村推進計画の策定率（平成23年度末）は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、市町村別の公立図書館の設置率（平成23年度）も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円（平成22年度）と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

### (3) 学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料（学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。）の整備に関して、学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成状況は、第二次基本計画策定時（平成19年度末）は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約5割にとどまっている。

### 3. 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

#### (1) 「国民読書年」(平成22年)の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進された。

こうした取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月)において、人材育成や環境整備等が提言された。

#### (2) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に望ましい基準を改正した。

#### (3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。

#### (4) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになった。

## 第3章 基本的方針

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。



### 1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

### 2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘察するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

### 3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

## 第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

### 1. 推進体制等

#### (1) 国における子どもの読書活動推進体制

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子どもの読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す。

あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。

#### (2) 地域における子どもの読書活動推進体制

推進法第9条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成23年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。

他方、市町村推進計画の策定率は、53.8%（市の策定率は71.1%、町村は38.8%）（平成23年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。

国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。

また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県推進計画又は市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館、民間団体が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援する。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割に鑑み、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが求められる。

### (3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援

民間団体が相互に連携・協力を図り、地方公共団体との連携を更に強化することは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。

## 2. 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

## 第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

### I 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるものである。

#### 2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。

このため、図書館における保護者を対象とした講座や市町村が実施する子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座及び職場における家庭教育に関する講座の開催の促進、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供の促進など、これらの取組を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図る。

さらに、国のホームページなどを活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図る。

加えて、家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」運動が普及しつつあるが、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してこのような取組が実施されることが望まれる。

### II 地域における子どもの読書活動の推進

#### 1. 図書館

##### (1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。

さらに、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を

円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

## (2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

### ① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。）に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要である。また、図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。

平成 23 年度現在、ホームページを開設している図書館は 70.7%にとどまっており（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）、全ての図書館において、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### ② 図書館相互や関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組みむとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国及び地方公共団体は、図書館と関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

### ③ 学校図書館との連携・協力

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

### ④ ボランティア活動の促進

平成 23 年現在、図書館においてボランティア活動を行う者は、年間延べ 11 万 2,085 人に上り、読み聞かせや代読サービス等の多様なボランティア活動が行われている（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）。図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることに鑑み、図書館は、ボランティアの登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

また、各地域において、地域のボランティアを中心に学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力するとともに、必要に応じて、子どもの読書活動に関する研修の機会を提供することが望ましい。

## (3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

### ① 公立図書館の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

望ましい基準では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館等の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うことなどが規定されている。

「平成 23 年度社会教育調査」（文部科学省）によると、我が国の図書館数は、平成 23 年現在 3,274 館であり、昭和 38 年以降一貫して増加している。地方公共団体ごとの設置率では、都道府県立は 100%、市立は 98.3%であるが、町立は 60.1%、村立は 25.0%と、いまだ町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。また、既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図るよう努める。なお、公民館図書室等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域のボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

都道府県は、とりわけ町村立図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

## ② 図書館の資料、施設等の整備・充実

図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める。

### ア 図書館資料の整備

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備を図られるよう引き続き努める。

### イ 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能とするものである。

地方公共団体は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、子どもの読書環境の整備に努める。移動図書館を運行する場合は、運行回数が増大やサービスポイントの拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図る。

### ウ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子ども読書活動をより充実したものとすることができる。平成 23 年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している都道府県立図書館は 96.7%、市町村立図書館は 90.1%であり、いまだに導入していない図書館も存在する（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）。また、子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は、都道府県立図書館で 96.7%、市町村立図書館で 87.3%である（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

### エ 子どもの利用のためのスペース等の整備

平成 23 年現在、児童室を設置している図書館の割合は 62.9%である（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）。子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子どもの利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促す。

### オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

「平成 23 年度社会教育調査」（文部科学省）によると、平成 23 年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 92.4%に上るものの、録音図書を所有する図書館は 17.6%、点字図書等を所有する図書館は 34.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 47.0%にとどまっている。このため、図書館においては、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

#### カ 運営の状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。

#### ③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

##### ア 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性や、その役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

##### イ 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2. その他

### (1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出しなど、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、地方公共団体は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

## Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1. 幼稚園・保育所等

#### (1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を

推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。

## (2) 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。また、幼稚園、保育所等における図書整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

## 2. 小学校・中学校・高等学校等

### (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されている。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

### (2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

#### ① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、

○既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動

○学校において推薦図書コーナーを設けること

○児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること

等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していく。

また、各学校においては、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請される。このような認識を学校全体で共有し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を推進する。

各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等

を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

### ② 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促す。

### ③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。例えば、近年、各地域において実施されている「学校支援地域本部」は、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組であるが、この取組は、学校図書館等の支援を通じて児童生徒の読書活動の推進に資する一例である。

「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によれば、平成 24 年 5 月現在、小学校の 81.2%、中学校の 27.2% で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、「ストーリーテリング」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図る。

### (3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されている。

#### ① 学校図書館の資料、施設等の整備・充実

##### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このため、文部科学省において、平成 24 年度から 28 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約 200 億円、5 年間で総額約 1,000 億円の地方交付税措置が講じられている。

学校図書館図書標準の達成が十分でない状況（平成 23 年度末：小学校 56.8%、中学校 47.5%）を踏まえ、地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、新たな「学校図書館図書整備 5 か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約 15 億円、総額約 75 億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成 24 年 5 月現在、小学校で約 24.5%、中学校で約 19% であり（平成 24 年度文部科

学省学校図書館の現状に関する調査)、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。

なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

#### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成 24 年 5 月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で 38.7%、中学校で 35.5%、高等学校で 69.1%である。また、児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で 92.3%、中学校で 89.5%、高等学校で 86.7%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で 64.1%、中学校で 65.1%、高等学校で 87.2%である。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、学校図書館への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあってでも学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

#### ② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

#### ア 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第 5 条及び附則第 2 項の規定により、平成 15 年度以降、12 学級以上の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされているが、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

#### イ 学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されて



いることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。地方公共団体は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

#### IV 民間団体の活動に対する支援

##### 1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧）。

##### 2. 民間団体の活動に対する支援

国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。

また、地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

#### V 普及啓発活動

##### 1. 普及啓発活動の推進

###### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

###### (2) 各種情報の収集・提供

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦（ビブリオバトル）及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。

近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦（ビブリオバトル）が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている。また、書評合戦（ビブリオバトル）とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。

このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

## 2. 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。

### (2) 優良な図書 の普及

児童福祉法（昭和22法第164号）第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

## 5 福岡県子ども読書推進計画（改訂版）平成22年3月（福岡県教育委員会）

### I これまでの取組・成果と課題（平成15年度～平成21年度）

#### 1 取組・成果

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

##### （1）家庭

○家庭における読書活動の推進

「家庭教育手帳」（※1）の配布や、PTA研修会等を通じて、保護者に対して読み聞かせや読書の重要性について啓発を図ることができました。

##### （2）地域

○青少年アンビシャス運動の取組

青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」（※2）により、読書の楽しさ・大切さについての認識が深まるとともに、子どもの読書推進ボランティア団体・グループ（以下「ボランティア団体等」という。）の育成が図られ、小学生の読書活動の活性化へ繋がりました。

	平成13年度	平成20年度	8年間の実績
ボランティア養成講座参加者（人）	1,102	1,173	10,768
ボランティア派遣校（校）	18	233	1,117

○ブックスタート運動の広がり

県立図書館では、ブックスタート（※3）に関連する講座を行い、ブックスタート運動の重要性についての啓発を図りました。県内の市町村でブックスタート事業の取組が広がってきています。

	平成15年度	平成21年度
ブックスタート事業または類似事業実施市町村	78.1%	87.9%
ブックスタート事業実施市町村	50.0%	74.2%
未実施市町村	21.9%	12.1%

##### （3）学校

○一斉読書活動の定着

学校における一斉読書活動は、多くの学校で取り組まれており、公立小・中学校の9割以上が実施しています。また、平成15年度に比べて公立中学校では27.3ポイント、県立高等学校では12.3ポイント高くなっています。

	平成15年度	平成20年度
公立小学校	93.6%	98.3%
公立中学校	63.2%	90.5%
県立高等学校	63.5%	75.8%

子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

##### （1）図書館

○県立図書館子ども図書館を中心とした子どもの読書活動の推進

県民に対する直接サービスとして、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本のリストなど書誌の作成、障害のある子どもや日本語が母国語でない子どもに対する資料の充実等に努めました。

また、市町村支援として、市町村の図書館職員向けの研修会の実施や図書館未設置市町村へ貸出文庫事業による資料の一括貸出等を行いました。さらに、小中学校図書館へのモデル事業として、テーマ別に図書を集めてセットとして貸し出す「学校貸出図書セット」事業を開始しました。

##### （2）学校図書館

○学校図書館への人的配置の促進

福岡県では、現在、12 学級以上のすべての学校に司書教諭が置かれるようになっています。

### (3) 市町村の推進体制の整備

#### ○市町村の取組促進

市町村に対する指導助言や研修会の実施を通して、「市町村子ども読書推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）策定に向けた意識の向上に努めました。市町村推進計画の策定率は年々増えてきています。

	平成 16 年度末	平成 20 年度末
策定済み	4.7%	33.3%
策定作業中	8.2%	21.2%
策定について検討中	27.1%	33.3%
予定なし	60.0%	12.1%

#### 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

##### ○「福岡県図書館情報ネットワークシステム」の整備

「福岡県図書館情報ネットワークシステム」（※4）を構築し、横断検索（※5）や所蔵館に対するインターネットを介しての貸出申込み・回答を可能にしたことから、図書館間の相互貸借（※6）件数が年々増加しています。

##### ○図書館間の連携・協力・ネットワーク化

平成 17 年 3 月に県内の公共図書館（室）、学校図書館、大学図書館、専門図書館のそれぞれの協議会が横断的に加盟する「福岡県図書館協会」を設立し、館種の異なる図書館間での相互貸借や研修会の相互参加等を実施しています。

#### 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

##### ○啓発広報の推進

子どもの読書活動の現状や読書の有用性を改めて認識するとともに、読書の習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、学校が一体となって読書活動の環境づくりについての理解を深める読書フォーラムを実施し、読書の楽しさや大切さの共通認識が図られました。

##### ○「子ども読書の日」を中心とした取組の実施

県立図書館において「子ども読書の日フェスティバル」を実施するなど、「子ども読書の日」（※7）の普及・啓発を図りました。県内の図書館・学校等でも「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」（※8）の取組が定着してきています。

	平成 14 年度	平成 21 年度
「こどもの読書週間」行事実施市町村	51.5%	81.7%

## 2 課題

### ○「市町村推進計画」の策定状況

「市町村推進計画」の策定率は年々増加している一方、策定の予定がない市町村は平成 21 年 3 月末現在 8 市町村（12.1%）となっています。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が連携協力して総合的に推進することが必要です。そのためには市町村において、「市町村推進計画」を策定することが必要です。

### ○読書習慣の定着

人間形成や読書習慣の形成に大きな影響を及ぼすといわれる幼児期の子どもに対する読書活動の推進が必要です。

### ○読書推進ボランティアの育成

読書推進ボランティア養成講座等については、多くの市町村で実施されており、ボランティア団体等の数も増えてきています。今後は、読書推進ボランティアの質の向上を図ることが必要です。

### ○図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

相互貸借の利用が活発な市町村がある一方、図書館未設置市町村の中には蔵書が少ないうえに相互貸借の

利用も少ない所があります。こうした市町村にどのように相互貸借や新たに開始する遠隔地貸出・返却サービス（※9）を普及させるかが今後の課題です。

また、学校図書館等との連携・協力も、相互貸借のみならず、研修など更なる拡充を推進する必要があります。

#### ○学校における推進体制の整備

学校図書館の図書標準（※10）を達成している学校は、50%弱となっています。学校図書館の利用、活用の充実のためにも、図書標準を達成するよう市町村へ働きかける必要があります。

#### ○啓発広報の推進

家庭、地域、学校が子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

ホームページ等を活用し、子どもの読書活動の推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動に関する情報提供を行い、その大切さについて社会的理解を深めることが必要です。

## II 基本的な考え方

### 1 基本目標

#### (1) 読書の意義

「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

福岡県では、子どもの読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであることから、家庭・地域・学校において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間の連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことにより、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成21年度の第55回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が8.6冊、中学生が3.7冊、高校生が1.7冊となっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生5.4%、中学生13.2%、高校生47.0%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。

本県では、学校での朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。特に、「朝の読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」において、「読書をしよう」を一つの活動目標として推進しています。

さらに、青少年アンビシャス運動と「車の両輪」として福岡県が進めている教育力向上福岡県民運動では、学校が中心となって家庭、地域と協働しながら、「福岡がめざす子ども～志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども～」を育成するための取組が行われており、読書活動についても様々な取組が行われています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

#### (2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大

切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

## 2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」（平成18年度）の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

## 3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

### 4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。

まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

### (2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

### (3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

#### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合（※11）を通じた各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

### Ⅲ 推進のための方策

#### 第1章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

##### 1 家庭

###### (1) 家庭の役割

###### ア 育児における読み聞かせの重要性

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が大切です。子どもは、保護者からのたくさんの愛情や触れ合いの中ですくすくと育っていきます。特に幼少期の記憶や経験が、その後の成長を大きく左右すると言っても過言ではありません。

子どもは、身近なところに本があり、保護者から愛情いっぱい読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。

なお、読み聞かせの目安としては、幼児から小学校低学年児童への実施が効果的であると言われていますが、乳児から大人まで、あらゆる年代への実施が可能です。

###### イ 日常生活の中で継続した読書活動を行うための保護者の配慮

まずは、子どもに本を好きになってもらうことが大切です。無理に読ませるのでなく、子どもが自主的に本を手にとって、読書を楽しむことが重要です。

そのためには、保護者自身が本に対して興味・関心を持ち、楽しみながら、子どもに読み聞かせ等を行うことが大切です。

家庭の中で、「特別」にではなく「日常的」に読書の習慣付けをしていくことは有効な方法です。

また、人に読んでもらった本や子ども自身が読んだ本について、家庭の中で楽しく話し合うなどして、子どもの更なる興味・関心を引き出すことも必要です。

###### ウ 青少年期における読書の奨励

平成21年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全くしない」と答えた割合は、福岡県（公立）の小学校で22.7%、中学校で43.8%であり、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。しかし、青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの読書活動を、家庭においても温かく見守り、励ますことが必要です。

###### (2) 家庭における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要不可欠です。そのためには、保護者に対して、子育てにおける読み聞かせや読書の重要性について、あらゆる機会と場所を通じて理解を図る必要があります。

PTA研修会や乳幼児健診等様々な機会を利用して、学校、図書館、保健所・保健センター、ボランティア団体等が連携を図りながら、保護者に対して理解の促進を図ることが必要です。

(福岡県の取組)

- ・PTA研修会等を通じて、子どもの読書活動の推進に努めます。

## 2 地域

### (1) 図書館における読書活動の推進

#### ア 図書館の役割

図書館は、豊富な図書があり、リクエストサービス（※12）、レファレンスサービス（※13）、団体貸出サービス（※14）などが行われており、子どもを含めた地域住民にとって本と触れ合う身近な施設です。

また、図書館は、保護者と子どもが本に触れ合う場所であり、読み聞かせやおはなし会の実施、展示会、研修会等を実施するほか、ボランティア団体等への支援や場の提供を積極的に推進し、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

特に、県立図書館は、県全体の子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実が求められています。

#### イ 新たなサービス展開のための読書推進ボランティアの参加促進と発掘・活用

子どもが読書に対する興味を持つためには、本との出会いの機会を作ることが大切です。読書に関心のない子ども、一人では本を読めない子どもや本を読むことが苦手な子どもに、本を読んであげるとは、子どもがおはなしの楽しさを知り、本に興味を持つようになるための効果的な方法です。このような活動を支えるのが、地域で活動する読書推進ボランティアです。図書館等の社会教育施設は、地域の読書推進ボランティアの現状や活動状況を把握し、学校・図書館・公民館・児童館等での活動の場を提供するためのコーディネーターとしての役割を担っています。

#### ウ 読書推進ボランティア養成・情報提供等の取組の推進

図書館では、子どもの豊かな読書環境を作るために、読み聞かせ等の読書に関するボランティアの養成・レベルアップ研修等、学習の機会や関連する各種情報を提供するなどの取組が望まれます。

#### エ 県立図書館における子どもの読書活動推進のための事業の実施

県立図書館では、子どもの読書活動を推進するため、一般県民に対する啓発活動を行うとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育てるための取組を積極的に行います。

#### (福岡県の取組)

- ・県立図書館では、県民、読書推進ボランティア、市町村図書館職員の啓発と資質向上のための支援を行います。
- ・県立図書館では、県内の子どもの読書に係るボランティアの実態の把握、学習機会や情報の提供等を図ります。

### (2) 公民館における読書活動の推進

図書館の整備が行われている市町村においては、地域の実情に応じて公民館図書室を活用し、図書館と公民館が連携して子どもの読書活動を推進することも大切です。

また、図書館が設置されていない市町村（本県では 20.0%の市町村）においては、公民館が社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する事業を実施することが期待されます。

しかし、公民館図書室に専任職員がいないところが多く、ボランティア団体等と連携を図りながら、読み聞かせ等のボランティア養成や読書推進のための取組、啓発広報活動等の実施、充実が望まれます。

### (3) 児童館等における読書活動の推進

児童館・児童センターには、図書室が整備されています。県内では、13市10町に児童館・児童センターが設置されており、地域で子どもが読書に親しむ場所として期待されています。

また、図書館等と連携した読み聞かせ等の施策の推進を図ることが望まれます。

### (4) 民間団体・グループにおける読書活動の推進

#### ア ボランティア団体等の連携促進

県内のボランティア団体等は、独自に、あるいは学校・図書館・公民館・児童館と連携し、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、子どもの読書活動の意義等について理解や関心を広げるために活動したりしています。また、これらの活動を通して保護者同士の交流も生まれやすくなり、より一層地域に密着した子どもの読書活動の推進が図られています。



このような県内のボランティア団体等による活動の状況について把握する必要があります。

(福岡県の取組)

- ・各教育事務所・県立図書館が連携し、ボランティア団体等の現状把握と支援に努めます。

#### イ 青少年アンビシャス運動への参加・活動の推進

県では、青少年を取り巻く環境や社会の変化を踏まえ、今私たちが失いつつある家庭や地域の教育力を取り戻し、すべての青少年が次世代をたくましく生きていけるように、平成13年度から「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

「青少年アンビシャス運動」を取り組むに当たって具体的な目標である「アンビシャスな青少年になるための7の提案」に沿った活動を実践している多くの団体が、この運動に参加しています。

この7の提案の中の一つである「読書をしよう」に賛同する多くのボランティア団体等が、地域で様々な活動を行っています。

これら多くのボランティア団体等が資質を高めながら、活動を充実していくためには、この青少年アンビシャス運動の中で、団体間相互の交流や情報交換などの機会を通じて連携・協力していくことが必要です。

このような取組によって、あらゆる関係者に、子どもの読書活動推進の趣旨が周知理解され、共通理解のもとに県民が一体となって子どもの読書活動が推進されることが望まれます。

(福岡県の取組)

- ・青少年アンビシャス運動において、子どもの読書活動の推進を図ります。

#### ウ 公共性が高い活動への支援

地方公共団体は、子どもの読書活動を推進する民間団体等の取組で公共性が高いものについては、活動の場を提供するなど、活動奨励のための方策を講じることが期待されています。

#### (5) 保健所・保健センター等との連携による読書活動の推進

乳幼児健診時等を利用して、保護者に本の読み聞かせの有用性について知ってもらうことが大切です。現在では、乳児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、温かい触れ合いの時間を共有することを勧めるブックスタート運動が広がっています。この運動は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、とても効果的です。なお、実施に当たっては、図書館と保健所、保健センター等との連携・協力が重要です。

福岡県内においては、平成21年度にブックスタート事業を実施する市町村は、49市町村になっています。また、絵本のリストや図書館の利用案内を渡すなどブックスタートに類似した事業を実施する9市町村も含めると、87.9%の市町村が実施しています。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館では、赤ちゃん絵本についての情報提供や、乳児期の読書についての啓発を行い、市町村のブックスタート事業の実施について支援を行います。
- ・県内の市町村におけるブックスタート事業の実施に関する調査を継続的に実施します。

#### (6) 地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携による読書活動の推進

子どもの読書活動推進については、図書館、公民館、民間団体・グループなどの関係機関・団体がそれぞれ独自の展開を図っていくことが大切ですが、お互い連携・協力し、総合的な観点から取り組む必要もあります。また、これらの連携・協力した取組が、学校での取組と有機的に結ばれることによって、子どもの読書活動が一体的に推進することができます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できるシステムを構築し、子どもの読書活動推進のための総合的な取組を検討することが必要です。

また、これらの取組を学校に周知し、理解を求め、さらに学校と連携しながら進めていくことも大切です。

このような取組を効果的に推進するため、次のようなことが考えられます。

#### ア 読書推進ボランティア交流会の実施

現在多くのボランティア団体等が組織され、その連携体制も広がっています。図書館や公民館での読み聞かせ、ブックトーク（※15）などの活動にあわせ、学校の国語科等の教科指導や特別活動の中で、直接子どもに読み聞かせ等を行ったりしています。このように、子どもの興味を本に向け、読書の習慣を付けさせる取組において、読書推進ボランティアが担う役割が高まってきており、その知識や技術のレベルアップや研さんの機会が必要となっています。

したがって、多くの読書推進ボランティアが参加し、講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などによって研さんを図りながら、お互いを高め合えるような交流会を実施することが求められます。

#### イ 幼稚園・保育所・学校への読書推進ボランティア派遣の充実・展開

これまで読書推進ボランティアは、地域での活動を主体的に行い、その活動を通じて、子どもの読書に対する意欲を高め、本への興味を引きつけてきました。しかしながら、地域での活動だけでは多くの子どもがその恩恵に浴する機会が少ないと言えます。

今後は、多くの子どもが、専門的な技術を持つ読書推進ボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを体験する機会を持つことによって、読書の面白さや大切さ、素晴らしさを理解し、日常的な読書の習慣を身に付けることへと発展させることが大切です。

したがって、多くの幼稚園・保育所・学校に読書推進ボランティアを派遣し、子どもに読み聞かせやブックトークを味わう機会を増やし、朝の読書の取組などと関連付けながら、子どもの本に対する興味を高めていくことが必要です。

（福岡県の取組）

- ・青少年アンビシャス運動の中で、幼児期の読書活動を推進する事業を行う団体に支援を行います。

### 3 学校

#### (1) 学校における読書活動の推進

##### ア 学校の役割

学校は、従来から国語科などの各教科等をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、子どもの読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に当たっては、各学校にある学校図書館や地域の図書館を計画的、継続的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。また、指導する立場にある教職員自身が読書の喜びや意義について理解を深めることも、同様に大切です。

県では、「学校における読書活動推進のためのQ&A」（平成12年10月）、「子どもたちに本を読む楽しみを～読書活動推進のための教師用啓発リーフレット～」(平成15年3月)を作成し、市町村教育委員会や各学校に配布するなど、学校における読書活動を支援しています。

また、平成14年度から、県下の全公立小・中学校で作成されている「学力向上プラン」(※16)では、読書活動が「学力の基礎を培う活動である」として、読書活動の取組を推進しています。

##### イ 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動での学校図書館の計画的利用と活用

小・中学校の国語科の学習指導要領では、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立てようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。また、小・中学校の特別活動の学級活動や小学校の社会科でも学校図書館の利用及び活用を指導事項としています。

高等学校の国語科においても「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する能力を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにする」ことなどが、内容の取扱いにおける配慮事項とされています。

このことは、国語科だけでなく、学校教育全体として学校図書館を計画的に利用して、教育活動の展開に一層努めることが大切であることを示しています。例えば、社会科のディベートで統計資料を調べたり、総合的な学習の時間で「環境」に関する資料をインターネットを通じて検索したりするなど、すべての教科・領域等において、学校図書館を活用した学習を展開することが大切です。

#### ウ 全校一斉の読書活動などの一層の普及

県では、「朝の読書」などを推進しており、平成 20 年度においては、読書活動を定例的に実施しているのは、公立小学校 98.3%、公立中学校 90.5%、県立高等学校 75.8%にのぼっています。

「朝の読書」などの実施は、「落ち着きが出てきて、静かに自分の内面を省みたり、心にゆとりが生まれてきた」などの報告がなされており、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知ったり、読み書き等の学ぶ力が付いたり、家庭生活や学校生活に好影響を与えていたり、学習面や生徒指導上で多くの成果をあげています。

また、継続的な実施が定着した後も、選書についての「質」の観点から、個々の子どもの興味・関心などの状況に合わせた段階的な配慮・指導が必要です。各学校において、絵本や読み物、調べ学習に役立つ本など多様な種類の本を揃えることや、必読書や推薦図書、学習に役立つテーマ別ブックリストを作成することなどを促していきます。

#### エ 児童生徒が読書に親しむ態度の育成

子どもが読書の楽しさや良さを味わえるような指導の工夫や取組が必要です。推薦図書コーナーの設置や、校内におけるおはなし会の実施等、学校独自の子どもの読書活動を推進する取組を実施し、児童生徒が自らの知識を高めるためや疑問を解決するために、自主的に学校図書館を活用する態度を育成する必要があります。そのためには、児童生徒による自主的な図書委員会の活動が重要です。図書委員会の活動を活性化し、児童生徒が自分たちのアイディアを生かした自主的・実践的な活動を通して、読書活動の充実を図るよう働きかけます。

(福岡県の取組)

- ・県内の各学校の読書活動の現状を把握するために、読書活動に関する調査を継続的に実施します。

#### オ 校内の推進体制の整備・充実・意識の高揚

児童生徒の自主的な読書活動の一層の充実を図るため、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員の指導力の向上、教職員・学校図書館担当事務職員等との連携・協力を推進し、学校図書館の有効活用を図ることが必要です。

推進体制の整備に当たっては、各教科や総合的な学習の時間等における公共図書館や地域の読書推進ボランティアの積極的な活用が大切です。学校では、読書活動に関する保護者や地域の読書推進ボランティアに、読み聞かせや読書指導の場を提供したり、学校図書館運営への参加を求めたりしながら、積極的に連携を図るよう働きかけます。

また、情報交換や研究協議の場を通じて、司書教諭等の学校関係者の意識の高揚を図ることが必要です。さらに、教職員の初任者研修、教職経験 2 年経過教員研修、教職経験 5 年経過教員研修、10 年経験者研修等の中で、子どもの読書活動の意義についても啓発を図っていきます。

(福岡県の取組)

- ・県教育センターの専門研修の 1 つとして、教諭、学校図書館司書等を対象に講座「学習・情報センターとしての学校図書館運営の視点」の実施に努めます。

#### カ 障害のある子どもの読書活動の推進

子ども一人一人の障害の状態や特性、生活経験等に応じ、適切な図書の選定と読書活動の工夫、読書環境の整備を図ることが必要です。また、図書館や公民館、読書推進ボランティア等と連携し、障害のある子どもの読書活動の推進を図ることも大切です。

視覚障害のある子どもにおいては、墨字本、点字本、拡大写本、さわる絵本、音の出る絵本、録音図書等多様な資料の整備に努める必要があります。また、読書推進ボランティアの協力を得ながら、点訳、拡大写本の製作、テープ録音・デジタイズ録音(※17)等による資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、視覚障害教育情報ネットワーク等の活用を一層図る必要があります。

聴覚障害のある子どもにおいては、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めることが必要です。

学校全体で「読書の日」や「読書週間」を設け、図書委員の児童・生徒による紙芝居や手話等による読み聞かせ等を積極的に推進し、読書習慣の確立を図り、また、図書館等と連携し、字幕入り映像資料等の活用を充実させることが必要です。

知的障害のある子どもや肢体不自由のある子ども、病弱の子どもにおいては、一人一人の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し、適切な図書を選定するとともに、教員や読書推進ボランティアによる読み聞かせ、紙芝居や仕掛け絵本、布の絵本、ペープサート（※18）、パネルシアター（※19）、視聴覚機器等の整備など、読書活動の工夫・充実に努める必要があります。また、地域の図書館を利用したり、団体貸出を利用した図書室を開設したりするなど、読書に親しむ機会の拡充に努めることが必要です。

## （2）教職員等を対象とした読書推進研修会の実施

学校においては、教職員が子どもの読書活動の重要性を認識し、国語科における発展的な読書活動や各教科、総合的な学習の時間等における調べ学習のため図書館を活用していましたが、ブックトークなどの手法や選書の仕方などを身に付ける機会が十分であったとは言えませんでした。

したがって、関係機関・団体と学校が一体となって子どもの読書活動を進めるためには、教職員に子どもの読書活動の現状やその大切さについて理解を促し、学校での様々な機会を通じて、子どもが本に親しみ、読書意欲を向上させていくことができるような内容の研修会を実施することが求められます。

## （3）幼稚園や保育所における読書活動の推進

### ア 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の積極的な推進

乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取組になります。

乳幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、研修会等において、教職員及び保育士の読書に対する理解を図ります。

### イ 地域の読書推進ボランティア等の積極的な人材活用

幼稚園や保育所においても、子どもの読書活動の推進においては、図書館や読書推進ボランティア等の人材を積極的に活用していく必要があります。

そのためには、地域の読書推進ボランティア情報の活用や、図書館と連携・協力して本の読み聞かせなどの取組の推進が求められます。

### ウ 保護者等に対する啓発・普及

県、市町村は、幼稚園や保育所等に対して、乳幼児期における読み聞かせの重要性について啓発を行い、幼稚園や保育所の蔵書や幼児の読書活動等の紹介、家庭における読み聞かせの推奨など、保護者への広報を促します。

### エ 異年齢交流を通じた読書活動の機会の提供

近隣の小・中学生等が、幼児や未就園児を対象に読み聞かせを行うなどの取組の推進が期待されます。

（福岡県の取組）

- ・幼稚園新規採用教員研修において、読み聞かせ講座の実施に努めます。
- ・青少年アンビシャス運動において、幼稚園・保育所等での読書活動を支援します。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

### 1 図書館

#### （1）県立図書館子ども図書館活動の充実

県では、平成14年4月23日に福岡県立図書館子ども図書館を県立図書館別館に開館しました。この子ども図書館は、県内の子ども読書活動推進の拠点として開設され、約7万5千冊の蔵書と子ども用の閲覧室のほか、おはなし会を行う「おはなしのへや」や小中学生が自由にインターネット等ができる「子ども情報ルーム」等の目的別に4つの部屋を持つ充実した施設です。

子ども図書館とは、子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできる場所であり、保護者にとっては厳選された豊かな蔵書の中から子どものために本を選んだり、子どもの読書活動や本について相談することのできる場所です。また、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本の展示、子どもの読書に関する講座の実施、読書推進ボランティアの支援等、子どもの読書活動を推進する上での重要な役割

を果たしています。

子ども図書館では、児童用図書・子どもの本や子どもの読書活動に関する資料の整備・充実を図るとともに、関係機関や県民に情報を提供し、その大切さを理解してもらうための活動を行い、子どもの読書活動推進の拠点として、広域的立場から推進していきます。さらに、市町村立図書館の推進事業を積極的に支援し、県立図書館においても自ら事業を企画実施します。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館は、県内の子ども読書活動の推進拠点として、次の事項について取り組みます。  
①資料の充実 ②県民への直接サービスの充実 ③市町村支援 ④ボランティア支援 ⑤学校支援 ⑥ホームページ等による子どもの読書に関する情報発信

## (2) 市町村立図書館の整備促進

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13 年7月文部科学省)によると、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう図書館の設置に努めるとともに、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとされています。

本県内においては、図書館を設置している市町村は48市町(80.0%)であり、未設置の12市町村(20.0%)については、読書活動の重要性について、さらに啓発を行い、図書館設置の気運の醸成に努めます。

## (3) 豊富で多様な図書資料の整備

図書館は、子どもが身近で気軽に様々な本に出会える大切な場所であることから、各図書館はその地域の特色を生かし、地方交付税等を計画的に活用しながら、子ども向けの図書やその地域の方言、郷土文化等に関する豊かで多種多様な図書資料の収集・提供を行うことが必要です。

## (4) 移動図書館車の整備推進

移動図書館車は、図書館から遠距離にある地域の方々にとって、便利であり、子どもの読書活動推進の上からも有効であることから、助成金等を活用して整備することが望まれます。

## (5) 図書館情報化の推進

子どもが、自らの興味・関心により、必要とする本が容易に手に入る環境を整備するためには、インターネットを活用した図書検索システムの導入が重要です。

また、インターネット接続の利用者用コンピュータの設置を進めるなど、図書館の情報化を推進する必要があります。

## (6) 児童室や児童コーナー等のスペースの確保

図書館のほとんどは児童室や児童コーナー等のスペースを持っていますが、必ずしも十分な施設・設備を持っているとは言い難いところもあります。子どもが自由に読書活動を行えるように、専用の児童室や児童コーナー等のスペースを確保して、子どもの読書活動推進の観点から館内の設備、書架の配列などを考慮した環境づくりが重要です。

## (7) 青少年向けサービスの充実

青少年期は、子どもから大人に成長する大切な時期であり、体だけでなく、心も大きく育つ時期です。これらの世代が興味を持つ「若い人たちの生き方」「将来・進路」「趣味・スポーツ」などの魅力ある資料の提供と充実が必要です。

中高生や同世代の若い人々に本を手渡す場所として、ヤングアダルトコーナーなど青少年向けのコーナーを設ける図書館も多くあります。県立図書館でも、平成 19 年7月 24 日「青少年と暮らしの交流室」を設置し、資料の充実、情報の提供、研修等に努めています。

## (8) 障害のある子どもへの諸条件の整備・充実

障害のある子どもにも等しく読書の世界への扉が開かれるようにするためには、障害に応じた利用しやすい形態の資料を充実させることが必要です。

また、特別支援学校等関係機関との連携による資料の共有化や情報の提供も大切です。書架と書架の間を車いすが通れるように広さを確保したり、段差のない部屋造りをしたりするなど、障害のある子どもに対しての施設整備面での配慮も必要です。宅配サービス・病院への出前サービス等、障害のある子どもが利用しやすいサービスを展開する必要があります。

#### ア 障害のある子どもへの資料等の充実

布の絵本、バリアフリー絵本（※20）、録音資料、大活字本等の充実を図るとともに関係機関と連携し、相互貸借などによる資料の共有化を図ることが大切です。

#### イ 朗読・点訳奉仕員等の養成

朗読・点訳奉仕員等の養成・研修を実施することにより、より質の高い資料を豊富に提供できる体制を作ることが大切です。研修等を実施するに当たっては、関係機関や隣接市町村との連携による共同事業として実施することも考えられます。

#### (9) 司書の適切な配置、研修の充実

子どもの読書活動推進のためには、図書館への専門的知識・経験を持った司書の適切な配置が望まれます。県立図書館においては、司書等関係職員への講座や研修会等を開催し、その資質向上を図っていきます。

#### (福岡県の取組)

- ・県立図書館は、図書館、公民館図書室等で、子どもの読書推進活動に携わる人等を対象とした実務研修講座「子どもと読書」研修会の実施に努めます。

## 2 学校図書館

### (1) 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」の機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動において多様な教育活動を展開していくために、地域の図書館や学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館を充実していくことが求められています。

#### (福岡県の取組)

- ・各教科等における言語活動の充実の観点を踏まえ、学校図書館を有効に活用する態度の育成に努めます。

### (2) 学校図書館図書計画的な整備促進

国では、「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、平成19年度から平成23年度までの5年間で総額約1000億円の地方交付税措置が講じられています。

このことを踏まえ、各市町村に対して公立義務教育諸学校の学校図書館図書の整備・充実を図るよう促していきます。

### (3) 学校図書館施設・設備の整備・充実

教育用コンピュータの設置やインターネット接続には、地方交付税等の財源措置による整備が進められるとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助が受けられるなど所要の措置が講じられており、子どもの読書活動推進のための有効な活用が望まれます。

### (4) 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、地域の図書館等とオンライン化したりすることによって多様な興味・関心にこたえる資料の活用が期待できます。

また、インターネット接続によって児童生徒の調べ学習などの学習活動が効果的に展開されることが期待できます。

### (5) 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立

学校図書館法が改正され、12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置することが義務づけられました。県では、これまでも司書教諭の資格取得のための養成講習を行ってきました。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、校内研修の実施等を通じて、学校図書館の活性化を促進する役割を担っています。今後も、司書教諭の円滑な配置促進のために、引き続き司書教諭養成のための講習

を実施し、その育成に努めます。

学校においては、司書教諭がその役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などが必要です。また、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通して教職員間の連携や理解を推進します。

また、学校図書館担当事務職員等は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっています。学校図書館の活用をさらに充実するため、配置について働きかけます。

(福岡県の取組)

- 学校図書館司書教諭講習の実施に努めます。
- 県立学校等司書教諭研修会等の実施に努めます。
- 県立高等学校図書館司書研修会の実施に努めます。

#### (6) 読書推進ボランティア等の人材の活用

県内の小学校では約 87%、中学校では約 23%の学校（平成 21 年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）で、保護者や地域住民による読み聞かせ等の読書推進ボランティアの活用が行われています。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や学校における読書活動の充実・促進が図られます。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、アニメーション（※21）活動や学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域の読書推進ボランティア、非常勤職員等の人材活用の促進を図ります。

#### (7) 学校図書館の開放

学校週5日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、休業日・長期休業日においても、学校や地域の実態に応じて、地域のボランティア等の協力を得ながら、児童生徒を含む地域住民に学校図書館の開放が進むよう促します。

### 3 幼稚園・保育所

#### (1) スペースの確保

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本などに親しむ機会を提供するために、本に触れられるスペースの確保に努めることが必要です。

#### (2) 発達段階に応じた図書の選定

図書の整備を行うに当たっては、図書館などの協力により、発達段階に応じて有用な図書の選定が行われるよう配慮する必要があります。

### 4 公民館等

住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館図書室や各公共施設の中に設置されている図書コーナー等は、子どもへ読書の機会を提供する貴重な場であることから、子どもの読書環境の向上のため、整備の促進を図ることが期待されます。

### 5 市町村の推進体制の整備

市町村においては、地域に密着した、様々な住民の声に応じた子どもの読書活動推進のための事業を実施しています。そこで、それぞれの市町村の実情に合わせた基準、方針等を明らかにし、より効果的に子どもの読書活動の推進を図る「市町村子ども読書推進計画」の策定が必要です。

(福岡県の取組)

- 県内の市町村の「市町村子ども読書推進計画」の策定状況の把握と情報提供に努めます。

## 第3章 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

### 1 図書館間の連携・協力・ネットワーク化

#### (1) 図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができ

ます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じ、子どもの読書に関する資料や研究書の紹介・提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助や子どもの読書活動推進のための技術指導等も行います。

市町村立図書館は、子どもの読書活動に関する取組について、県立図書館及び市町村立図書館との連携を積極的に図り、県内の図書館間における円滑な情報の流通に努めることが望まれます。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館は、更なる相互貸借の充実を図るとともに、県立図書館遠隔地貸出・返却サービスにより、県民への資料搬送の充実を図ります。
- ・県立図書館は、国立国会図書館国際子ども図書館（※22）等の子どもの読書に係る関連機関との連携・協力を図るとともに、子どもの本や読書に関するレファレンスについて研究し、市町村立図書館の援助を行います。

## (2) 図書館の広域ネットワーク化

子どもの読書環境を豊かにするためには、多様な資料要求にこたえることが必要です。そのためには、インターネットによる蔵書の公開や横断検索システムの推進が有効です。インターネットによって図書館等の蔵書検索や貸出予約等が行えるシステムを活用し、サービスの高度化を図ることで、子どもの読書環境をより豊かにすることが望まれます。

(福岡県の取組)

- ・県内図書館等の蔵書検索・貸出予約・情報交換等を行う福岡県図書館情報ネットワークシステムの活用促進と充実を図ります。

## 2 学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

### (1) 学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進

図書館は、学校に対し、絵本をはじめとするあらゆる図書資料や調べ学習用資料の貸出を行うとともに、目的に応じた図書セット等を供するなど、子どもの豊かな読書環境を整備することが必要です。

また、学校と連携・協力し、読書まつり・おはなし会・展示・図書館見学等、子ども対象の読書推進行事を実施することで、子どもに本の楽しさを知ってもらい、読書に対する興味・関心を持つよう努めることが望まれます。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館は、福岡県学校図書館協議会との連携・協力を図り、学校図書館とその地域の図書館の連携・協力事例の情報収集と提供に努めます。
- ・県立図書館は、市町村立図書館と学校との連携の推進に役立つ事例を研究し、学校貸出図書セットのモデル事業の実施や図書館利用マニュアルの改訂などに取り組みます。

### (2) 学校が家庭・地域と連携した取組の促進

学校が家庭・地域と連携した子どもの読書活動推進の先進的事例等の情報を収集し、教職員・保護者・読書推進ボランティアに対し、その事例を紹介することで、子どもの読書活動の意義を理解してもらい、学校と家庭・地域との連携・協力を推進します。

(福岡県の取組)

- ・図書館・学校・読書推進ボランティア等の連携事例の紹介や情報提供に努めます。

### (3) 学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化

県内の学校図書館間で図書を相互貸出、共有することにより、効率的な図書整備が行えます。

なお、整備については、学校図書館の所蔵情報を電算化し、インターネット等で検索できるようにすること



が望まれます。

#### (4) 大学図書館との連携・協力

大学図書館でも、地域開放等による地域サービスを行っていますが、今後更に県内の図書館と大学図書館との連携・協力の推進が望まれます。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館では、県内の大学図書館と連携して、資料の相互貸借等による一般県民への資料提供に努めます。

## 第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### 1 総合的な子どもの読書活動の推進

「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、県内の各市町村や民間団体等の連携・協力体制の整備を継続的に検討するため、関係機関・団体等で構成する連絡会議等の設置が必要です。

(福岡県の取組)

- ・毎年、県内の状況を調査・把握しながら、福岡県子ども読書推進計画の進行管理を行い、子どもの読書活動の推進に努めます。

### 2 啓発広報の推進

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

また、これらの情報が効果的に住民に届くよう、関係団体が協力し、メディア等を通じて広報に努めることが必要です。

この啓発広報の取組は、家庭・地域・学校が連携・協力して実施することによって、一層効果的となります。

また、書店商業組合との協力による各書店における啓発の促進も期待できます。これらの取組を通じて、さらに連携・協力体制の充実が図られます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できる組織が設置され、総合的に啓発広報を進めることが求められます。

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

4月23日の「子ども読書の日」は、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって設けられたものです。県内各地で制定の趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、さらに効果を高めることが期待されます。

(福岡県の取組)

- ・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についての普及・啓発を図ります。
- ・県立図書館では、「子ども読書の日フェスティバル」の実施に努めます。
- ・県内の「子ども読書の日」を中心とした行事の把握と情報提供に努めます。

#### (2) ホームページを活用した啓発広報の推進

ホームページを活用することで、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動の意義をアピールし、その大切さについて社会的理解を求めることが必要です。

(福岡県の取組)

- ・県立図書館では、ホームページ（「福岡県立図書館子ども図書館ホームページ」「青少年の部屋ホームページ」等）において、子どもや青少年の読書に関する様々な情報の提供に努めます。

#### (3) あらゆる機会を通じた啓発広報の推進

子育てに関する講座等の機会を活用して、子どもの読書活動の意義・重要性について、広く啓発広報することが必要です。

学校においては、保護者説明会や家庭訪問等、また家庭へ配布する学校図書館だより、学級通信等を活用して、子どもの読書活動の意義や親子読書の促進について啓発に努めることが必要です。

県内の子どもの読書推進のため広く啓発を図るためのポスター、リーフレット等の掲示や配布等による広報に努めます。

### 3 優れた取組の奨励

#### (1) 優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰

子どもの読書推進活動に対して実施される様々な表彰について、周知・活用を働きかけます。

子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について周知を図り、優れた取組等を行っている機関、団体、個人の活動の促進を図ります。

また、社団法人読書推進運動協議会の全国優良読書グループ表彰、県教育委員会の教育文化表彰や福岡県学校図書館協議会の学校図書館コンクール等を活用し、県内の優れた取組の奨励を図ります。

（福岡県の取組）

- ・子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について、周知を図り、優れた取組の紹介に努めます。

#### (2) 市町村における表彰

市町村においては、各自治体の実情等に即し、優れた読書推進活動を奨励するため、顕彰制度等の設けが望まれます。

### 4 優良図書 の普及

#### (1) 優良図書の家庭・地域への周知・普及

図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等へ社会保障審議会児童福祉文化財推薦一覧（優良図書リスト）の配布を行うほか、県立図書館において推薦図書のリストを子ども図書館ホームページに掲載するなど優良図書の普及に努めます。

#### (2) 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介

現在、書店商業組合等を通して、県内の書店で子ども向け図書コーナーの設置や店頭における本の読み聞かせ等が行われています。今後も、書店商業組合等との連携・協力を図りながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

#### 【用語解説】

##### ※1 家庭教育手帳

文部科学省が作成した家庭教育に関する冊子。平成21年度からはCD-ROMとホームページによるデータの提供となっている。

##### ※2 「本のわくわく探検事業」

平成13年度から平成21年度まで実施した事業。読書フォーラムの開催、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣の3事業を県内8地区の各地区実行委員会に委託して実施した。

##### ※3 ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの0歳児検診などで行われることが多い。

##### ※4 福岡県図書館情報ネットワークシステム

インターネットを利用して、県内の図書館（室）間で、横断検索や相互貸借の依頼、様々な情報交換等を可能にしたシステムのこと。

##### ※5 横断検索

図書館資料を検索する時に、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索することができるシステムのこと。

##### ※6 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。

※7 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日「子ども読書の日」が設けられた。

※8 こどもの読書週間

読書推進運動協議会が主催するもので、昭和34年よりはじまった。こどもの日を含む2週間だったが、2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日までの3週間となった。

※9 遠隔地貸出・返却サービス

県立図書館の資料を、利用者の希望する近隣の図書館で貸出・返却できるサービスのこと。ホームページ等から申し込みができる。

※10 学校図書館の図書標準

平成5年3月に文部省（当時）が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

※11 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している。法の下に経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるための様々な社会活動を行っている。

※12 リクエストサービス

利用者が要求した資料に対して、所蔵の有無にかかわらず、図書館が購入や相互貸借などの方法で提供すること。

※13 レファレンスサービス

何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助する、または、情報・文献の紹介・提供をすること。

※14 団体貸出サービス

学校・地域文庫等の団体利用者に対して、まとまった冊数の図書館資料を一括して貸し出すこと。

※15 ブックトーク

テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。

※16 学力向上プラン

各小・中学校が、自校の児童生徒の学力の状況を分析し、その課題を解決して学力向上を図るために、「児童生徒の学力実態」、「本校で児童生徒に育成する学力」、「学力向上の方針と指導の重点」など8つの視点から立てる計画のこと。

※17 デイジー録音

デジタル録音図書の国際基準である（Digital Accessible Information System）による録音。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために使われる。

※18 ペープサート

人物の絵などを描いた紙に棒をつけたものを動かして演じる人形劇のこと。

※19 パネルシアター

付着力のよいパネルに、Pペーパー等で作った絵や図形等を貼ったりはずしたりして展開する物語、歌遊びなどの表現法。1973年古宇田亮順によって考案された。

※20 バリアフリー絵本

障害の有無にかかわらず、その障害（バリア）を超えて楽しめる絵本のこと。点字付き絵本、点訳絵本、さわる絵本、布の絵本などがある。

※21 アニマシオン

「読書へのアニマシオン」とは、読書をゲームとして楽しみながら、本に対する興味を持たせ、読解力など、子どもが深く読む力を引き出そうとするもの。

※22 国立国会図書館国際子ども図書館

国内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行うため、平成12年国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童書専門図書館。